

国産粗飼料増産対策事業実施要領

16生畜第4390号
平成17年4月1日
農林水産省生産局長通知

改正 平成18年4月 5日 17生畜第3158号
改正 平成18年5月30日 17生畜第3158号
改正 平成20年4月 1日 19生畜第2448号
改正 平成21年4月 1日 20生畜第1989号
最終改正 平成22年4月 1日 21生畜第2063号

第1 趣旨

国産粗飼料増産対策事業（以下「本事業」という。）を実施するに当っては、国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第4389号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義

この要領において、「補助金」とは、本事業により実施要綱第2の事業実施主体が交付する補助金をいう。

第3 事業の内容

1 ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進型

(1) ハイグレード稲発酵粗飼料の利活用推進

事業実施主体は、以下により、各地域のハイグレード稲発酵粗飼料コーディネーターの指導の下、当該地域において生産されその供給を受けた、又は自ら生産した高品質・高収量の稲発酵粗飼料（以下「ハイグレード稲発酵粗飼料」という。）を家畜に給与する経営体（以下「助成対象経営体」という。）に対して、当該ハイグレード稲発酵粗飼料用稲の作付面積（以下「利用供給面積」という。）に応じて、助成を行うものとする。

ア ハイグレード稲発酵粗飼料コーディネーター

(ア) 事業実施主体は、自ら有する知見や都道府県及び市町村の意見を踏まえ、各地域において、稲発酵粗飼料に関する豊富な知識を有し、稲発酵粗飼料の生産を指導できる者をハイグレード稲発酵粗飼料コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）として位置付けるものとする。

(イ) コーディネーターは、自ら、地方公共団体、農業者団体、生産者、利用者等からなる地域検討会を設置し、助言・指導を行うこととする。

イ 地域検討会

アの（イ）の地域検討会は以下の要件のすべてを満たすものとする。

（ア）代表者の定めがあること。

（イ）組織運営に関する規約を有していること。

ウ ハイグレード稲発酵粗飼料の基準

地域検討会は、次の要件をすべて満たす「ハイグレード稲発酵粗飼料の基準」を定め、稲発酵粗飼料に関する地域の指導者、生産者、利用者等関係者に広く配付するものとする。

（ア）収量及び品質に関する基準が定められていること。

（イ）（ア）の基準が原則として当該地域の属する都道府県、市町村等の概ね平均以上であること。

エ ハイグレード稲発酵粗飼料に関する栽培マニュアル

地域検討会は、ウの「ハイグレード稲発酵粗飼料の基準」を達成するために必要な事項が記載された「ハイグレード稲発酵粗飼料に関する栽培マニュアル」を定め、稲発酵粗飼料に関する地域の指導者、生産者、利用者等関係者に広く配付するものとする。

オ 助成の対象

（ア）助成対象となるハイグレード稲発酵粗飼料は、クの評価結果において総合的な達成状況がB以上のものに限るものとする。

（イ）助成対象経営体は、（ア）のハイグレード稲発酵粗飼料について、供給を受け、又は自ら生産して、家畜に給与する経営体であって、次のいずれかに該当するものとする。

a 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する法人をいう。）

b 営農集団（3戸以上の農家で構成される団体をいう。ただし、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）

c 公社（地方公共団体等が構成する法人をいう。）

d 農業協同組合又は農業協同組合連合会

e 農業を主として行い、かつ、農業者がその法人の議決権の過半数を有している株式会社であって、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条5号に規定する公開会社）でないもの

f 農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が総株主の議決権の過半数を有する株式会社

g その他事業実施主体が適当と認め農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の承認を受けた団体（以下「特認団体」という。）

h 畜産農家（a又はbの場合を除く。）

カ ハイグレード稲発酵粗飼料生産・利用計画書

（ア）助成を受けようとする助成対象経営者は、耕種農家との連携により、取組開始時において、ハイグレード稲発酵粗飼料生産・利用計画書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、ハイグレード稲発酵粗飼料生産・利用計画書の作成に当たっては、

水田利活用自給力向上事業に定める利用供給協定又はそれに準じた生産利用計画（以下「利用供給協定等」という。）と整合が図られるものとする。

- （イ）助成の対象となる利用供給面積は、原則としてハイグレード稲発酵粗飼料生産・利用計画書の面積のうちクの取組結果の評価において総合的な評価がB以上のものの面積とする。

キ 助成対象経営体の取組

- （ア）助成対象経営体は、ハイグレード稲発酵粗飼料について、供給を受け、又は自ら生産して、家畜に給与するとともに、給与に関する情報についてコーディネーターその他の関係者に伝達するものとする。

- （イ）助成対象経営体は、（ア）の給与に当たっては、給与帳簿等を整備し、給与実績等を記録するものとする。

ク 取組結果の評価

- （ア）地域検討会は、稲発酵粗飼料に係る取組結果について、「ハイグレード稲発酵粗飼料の基準」の達成状況を検討・評価するものとする。

- （イ）（ア）の評価については、原則として5段階の評価基準（S：「著しく達成できた」、A：「達成できた」、B：「概ね達成できた」、C：「達成できなかった」、D：「著しく達成できなかった」）により、個別項目毎に評価を行い、さらに、個別項目の評価を総合して、同様の基準により総合評価を行うものとする。

- （ウ）地域検討会は、（ア）の達成状況を踏まえ、次年度に向けての課題や対応方法について、検討するものとする。

- （エ）原則として（ア）の評価結果において総合的な達成状況がC以下のものについては、事業実施主体は助成を行うことはできない。

（2）稲発酵粗飼料コーディネーター資質向上会議の設置・運営

事業実施主体は、コーディネーターをはじめとする稲発酵粗飼料の生産・利活用関係者の資質向上を図るため、複数の有識者からなる全国会議の設置・運営等を行うものとする。

2 飼料生産組織経営高度化支援型

事業実施主体は、（1）の要件を満たす飼料生産組織が（2）の経営の高度化の取組を行う場合において、その取組を推進するために必要な（3）の施設・機械の整備を支援するものとする。

（1）助成対象となる飼料生産組織の要件

コントラクター、TMRセンター（完全混合飼料センター）その他飼料生産組織であって、次に掲げるいずれかの組織形態であること。

ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会

イ 公社（地方公共団体等が構成する法人をいう。）

ウ 農事組合法人（農業協同組合法第72条の3で規定する法人をいう。）

エ 一般社団法人又は一般財団法人

オ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式

のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。

カ 農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。であって、次の（ア）から（ウ）までの要件に適合するもの。ただし、本事業において施設・機械の整備を行う場合には、株主又は社員に3戸以上の農業経営体の代表者を含むものとする。

（ア）農業を主たる事業として営んでいること。

（イ）株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であつて、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。

（ウ）持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。

キ 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次の（ア）及び（イ）の要件に適合するもの。ただし、本事業において施設・機械の整備を行う場合には、構成員に3戸以上の農業経営体の代表者を含むものとする。

（ア）農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。

（イ）その規約が次に掲げる次に掲げる要件のすべてに該当していること。

a 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。

b 意志決定の機関及びその方法について定めがあり、意志決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

c 収支計算書、会計帳簿を作成している等の財務及び会計に関する必要な事項を明らかにしていること。

（2）経営の高度化の取組

経営の高度化の取組は、次に掲げるいずれかの取組とする。

ア 事業実施前年度において法人格を有していない組織であつて、事業開始年度内に法人化を図ること。

イ 事業実施年度の作業面積が平成21年度又は平成19年度から平成21年度の3カ年の平均と比較して、20ha（北海道にあつては40ha）以上拡大すること。

ウ ア及びイと同等以上の経営の高度化の取組として、都道府県知事が設定し、事業実施主体の承認を得たもの。

（3）助成対象施設・機械

助成の対象となる施設・機械は、別表1に掲げる機械・施設とする。

3 粗飼料広域流通モデル確立型

事業実施主体は、次の（1）の取組を実施するとともに、次の（2）及び（3）の取組を支援することにより、国産粗飼料の広域流通を推進するものとする。

（1）全国検討会議の開催等

国産粗飼料の広域流通に係る課題等の検討を行うための、複数の有識者からなる全国検討会議の開催等。

(2) 広域流通拠点の整備

国産粗飼料の広域流通拠点を整備しようとする者であって次の要件のすべてを満たす者（以下「広域流通拠点整備者」という。）が行う広域流通拠点の整備に必要な機械・施設の導入（再成形機械施設、飼料保管庫、計量施設、積込機、梱包解体機、運搬機及びパレットの導入に限る。）

ア 都道府県段階又は地域段階の農業協同組合その他の農業者団体であること

イ 国産粗飼料の広域流通に関する計画（粗飼料広域流通計画）を策定し、別途定める手続に基づき、事業実施主体の承認を得ていること

ウ イの粗飼料広域流通計画において、収集した国産粗飼料の概ね1/2以上について、市町村の範囲を越える流通を行うこととしていること

(3) 広域流通飼料等に関する調査等

広域流通拠点整備者が（1）の全国検討会議の方針等を踏まえて行う以下の調査・検討等

ア 広域流通拠点から流通する国産粗飼料に関する調査

イ 広域流通拠点から流通する国産粗飼料を給与した家畜・畜産物に関する調査

ウ 広域流通方法等の検討

エ その他全国検討会議が必要とする調査

4 国産粗飼料増産推進

事業実施主体は、1から3までの事業を円滑に推進するため、推進会議の開催及び現地指導等を行うものとする。

第4 実施計画の承認

1 要綱第4の1の事業実施計画の作成及び承認申請は、別紙様式第1号の国産粗飼料増産対策事業実施計画承認申請書によるものとする。

2 事業実施主体は、要綱第4の1の事業実施計画の作成及び承認申請をするに当たり、市町村等の協力を得た上で、第3の1の事業にあつては第3の1の（3）の生産・飼養管理計画書等により、利用供給面積の確認を行うものとする。

3 要綱第4の2の事業実施計画の重要な変更は、別紙様式2号の実施計画変更承認申請書によるものとする。

なお、重要な変更は、次の（1）及び（2）に掲げる変更とする。

（1）事業を中止又は廃止する場合

（2）事業費の30パーセントを超える増減

第5 実績報告

1 要綱第6の事業実施状況の報告は、別紙様式3号の国産粗飼料増産対策事業実績報告書により事業完了後すみやかに生産局長に報告するものとする。

2 事業実施主体は、市町村等の協力を得た上で、第3の1の事業にあつては第3の1の（1）のキの（イ）の記録等により、実施内容の確認を行うものとする。

第6 補助金の交付等

1 補助金の交付

第3の1において、事業実施主体が補助金を交付する場合は、次の算式で得られた額を交付するものとする。

$$A=B \times C$$

A：補助額

B：事業実施年度の面積

C：実施要綱別表に定める補助金単価

2 補助金の額の通知

事業実施主体は、第3に掲げる事業の助成対象者に補助金を交付するときは、当該助成対象者にその額を通知するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ生産局長の適正な指導を受けるとともに、その理由を明記した交付決定前着手届を生産局長に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の生産局長からの通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (3) 生産局長は、(1)のただし書により事業実施主体が事業に着手する場合については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

- (4) 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日等を記載するものとする。

第7 事業の委託

実施要綱第9に定める委託を行うに当たっては、国産粗飼料増産対策事業業務委託要領又はこれに代わる規程を制定するものとする。

第8 他の施策との関連

1 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、第3の1から3までの事業の受益者となる農業者から、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の受益者のうち配合飼料を購入している畜産農家等は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務報告書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。

ただし、平成20年度以前に事業を開始し、平成21年度以降も継続して実施されるものについては、この限りでない。

3 第3の2の飼料生産組織経営高度化支援型の施設整備及び第3の3のイの広域流通拠点の整備は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 実施地域は、原則として「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用区域内とする。
- (2) 自己資金又は他の助成事業により、本事業と同じ取組を実施し、又は完了している施設等は、助成の対象外とする。
- (3) 事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業規模は、本事業の目的に即した適正な規模とする。
- (4) 事業費の積算等に当たっては、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）に準ずるものとする。
- (5) 施設等の整備に伴う用地の買収又は賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とする。
- (6) 整備した施設等については、「補助事業により導入した施設等の利用について」（昭和53年4月12日付け53経第640号農林水産事務次官依命通知）に準ずるものとし、また、財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づいて行うものとする。

第9 その他

- 1 生産局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 この事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 国産粗飼料増産対策事業実施要領の一部改正について（平成21年4月1日付け20生畜第1989号農林水産省生産局長通知）による改正前の本要領に基づき平成20年度までに採択した飼料用国産稲わら確保及び水田裏利用飼料生産供給推進の事業

については、なお従前の例による。

- 2 国産粗飼料増産対策事業実施要領の一部改正について（平成22年4月1日付け21生畜第2063号農林水産省生産局長通知）による改正前の本要領に基づき平成21年度までに採択した稲発酵粗飼料給与確立及び国産粗飼料増産推進の事業については、なお従前の例による。

別表 1

助成対象機械

区 分	内容（助成対象機械）	
	北海道	都府県
1 飼料播種機械	・牧草播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12条播き以上のものに限る。） - 追播種機 ・とうもろこし播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のものに限る。）	
2 収穫・調製用機械	・モアコンディショナー及びヘイコンディショナー（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル（肉用牛を対象とするものにあつては、1.6メートル）以上のものに限る。） ・フォレージハーベスター（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はコーン専用機に限る。） ・テッダーレーキ（乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のロータリー型のものに限る。） ・ロールベラー（ピックアップ幅1.2メートル以上のロール型、細断型ロールベラー又は稲発酵粗飼料用ロールベラーに限る。）	・モアコンディショナー及びヘイコンディショナー（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。） ・フォレージハーベスター（乗用トラクター用又は自走式のものに限る。） ・テッダーレーキ（乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のロータリー型のものに限る。） ・ロールベラー（ピックアップ幅1.0メートル以上のロール型、細断型ロールベラー又は稲発酵粗飼料用ロールベラーに限る。）
	・梱包解体機、運搬機（積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く） ・梱包格納用機械 ・サイレージ取出機、積込機（フロントローダー、ホイロロ	

	ーダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限る。) ・アンモニア処理機
3 その他	・家畜ふん尿土壌還元用機械（乗用トラクター用又は自走式の家畜ふん尿散布機）

1) 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り、補助対象とする。

2) 本表の運搬等の機械には汎用のあるトラック等は含まないものとする。

助成対象施設

区 分	内容（助成対象施設）
施設の種類	TMRセンター施設 飼料保管庫

その他

区 分	内 容
その他	作業管理システム

別紙様式第1号

平成 年 月 日

平成 年度 国産粗飼料増産対策事業実施計画承認申請書

農林水産省生産局長 殿

住 所
氏 名
代表者の氏名

印

平成 年度において、下記のとおり国産粗飼料増産対策事業を実施したいので、国産粗飼料増産対策事業実施要領（平成17年4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知）第4の1の規定に基づき申請します。

記

別紙 平成 年度 国産粗飼料増産対策事業実施計画のとおり。

別紙

平成 年度 国産粗飼料増産対策事業実施計画

1 事業の目的

2 事業の内容及び事業費（補助金）

別紙様式第1号添付資料1

(1) ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進型

ア ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進

名 称	給与経営数	給与農家 戸数	利用供給面積 (ha)	補助金額 (千円)	耕種農家 戸数	備考
計						

(注) 1 利用供給面積は、小数点以下第2位まで(第3位以下切り捨て)記入すること。

2 耕種農家数は、稲発酵粗飼料の供給農家数を記入すること。

3 農協、農協連等から提出された明細を添付すること。

イ 稲発酵粗飼料コーディネーター資質向上会議の設置・運営

(ア) 資質向上会議の開催

開催場所	開催回数	参集人数	内 容	事業費	うち国費	備 考
計						

(イ) 研修会の開催

開催場所	開催回数	参集人数	内 容	事業費	うち国費	備 考

計						

(ウ) 現地検討会の開催

開催場所	開催回数	参集人数	内 容	事業費		備 考
					うち国費	
計						

別紙様式第1号添付資料2

(2) 飼料生産組織経営高度化支援型

ア 取組主体概要

番号	飼料生産組織名	所在地	代表者名	備考
計				

イ 事業内容、事業費

番号	取組面積 (h a)			事業 タイプ	整備内容	事業費		備考
	現状	計画	増加面積				うち国費	
計								

注1：事業タイプには、面積拡大、法人化、特認の別を記入すること。

※機械・施設の詳細が分かる設計図やパンフレット等を添付。

ウ 事業実施者の特認

事業内容	特認の理由

別紙様式第1号添付資料3

(3) 粗飼料広域流通モデル確立

ア 取組目的

--

イ 全国検討会議

ア) 開催内容

開催場所	開催回数	参集人数	内 容	事業費		備 考
					うち国費	
計						

イ) 調査内容

項 目	内 容	方 法	事業費		備 考
				うち国費	
計					

ウ) 現地調査予定カ所

現地調査場所	回数	人数	事業費		備 考
				うち国費	
計					

ウ 地域実証（広域流通の実施）

ア）取組主体概要

番号	広域流通者	所在地	代表者名	備 考
計				

イ）広域流通取組内容

番号	取組内容	事業費		備 考
			うち国費	
計				

ウ）粗飼料生産量、取扱量

番号	生産面積	生産量	流通量		備 考
			広域	地域内	
計					

エ 流通拠点の整備

ア）整備目的

イ）整備内容

番号	都道府県	設置場所	整備内容	員数	事業費	うち国費	備 考

※機械・施設の詳細が分かる設計図やパンフレット等を添付。

別紙様式第1号添付資料4

(4) 国産粗飼料増産推進

ア 全国会議の開催

(単位:千円)

開催場所	開催回数	参集人数	内容	事業費	積算根拠
合計					

イ 助言指導等

(単位:千円)

都道府県	内容	事業費	積算根拠
合計			

(注) 事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の上段にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託費を記載すること。

3 事業実施予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

番
平成 年 月 日 号

平成 年度国産粗飼料増産対策事業実施計画変更承認申請書

農林水産省 生産局長 殿

住 所
氏 名
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け第 号により計画承認のあった平成 年度国産粗飼料増産対策事業について、下記記載理由により変更したいので、承認されたく、国産粗飼料増産対策事業実施要領（平成17年4月1日付け16生畜第4390号農林水産省生産局長通知）第4の3の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

3. 変更後の国産粗飼料増産対策事業実施計画書： 別紙のとおり
（変更する文字、数字を＝で抹消して、その上段に変更後の文字、数字を記入する。）

平成 年 月 日

平成 年度国産粗飼料増産対策事業実績報告書

農林水産省
生産局長 殿

住 所
氏 名
代表者の氏名 印

このことについて、国産粗飼料増産対策事業実施要領（平成17年4月1日付け16
生畜第4390号農林水産省生産局長通知）第5の1の規定に基づき、下記のとおり報
告します。

記

別紙のとおり。

（別紙様式第1号添付資料1～4に準ずる。）

番 年 月 日 号

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

事業実施者名
代表者氏名 印

平成〇〇年度国産粗飼料増産対策事業の交付決定前着手届

国産粗飼料増産対策事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいのでお届します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の自由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

取組名	事業 実施者名	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由